

高知県出張理容・出張美容衛生管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書きの規定により理容師が理容所以外の場所で理容を行う場合（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書きの規定により美容師が美容所以外の場所で美容を行う場合（以下「出張美容」という。）に関する必要な事項を定めることにより、出張理容・出張美容の衛生確保及び向上を図ることを目的とする。

(出張理容・出張美容を行う者の講ずべき衛生上必要な措置)

第2条 出張理容・出張美容を行う者は、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）による衛生措置を講じること。

(届出)

- 第3条 出張理容（高知県理容師法施行条例第6条第1項第3号の規定によるものを除く。）を行おうとする者（理容師法第11条第1項に基づく理容所の開設の届出をし、同法第11条の2に基づく確認を受けた理容所の開設者又は当該理容所に所属する理容師を除く。）は、あらかじめ別記第1号様式により出張理容を行おうとする場所を所管する保健所長に届け出ること。
- 2 出張美容（高知県美容師法施行条例第6条第1項第3号の規定によるものを除く。）を行おうとする者（美容師法第11条第1項に基づく美容所の開設の届出をし、同法第12条に基づく確認を受けた美容所の開設者又は当該美容所に所属する美容師を除く。）は、あらかじめ別記第2号様式により出張美容を行おうとする場所を所管する保健所長に届け出ること。
- 3 出張理容・出張美容を行う者は、第1項又は第2項の規定により届け出た事項について変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式により出張理容又は出張美容の場所を所管する保健所長に届け出ること。
- 4 出張理容・出張美容を行う者は、第1項又は第2項の規定により届け出た出張理容又は出張美容を止めたとき（届出にかかる出張理容・出張美容を完了したときを除く。）は、すみやかに別記第4号様式により出張理容又は出張美容の場所を所管する保健所長に届け出ること。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知県出張理容・出張美容衛生管理指導要綱別記様式は、この要綱による改正後の高知県出張理容・出張美容衛生管理指導要綱の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。